

条例・規則

○大田区テンポラリー工場条例

平成6年3月15日

条例第7号

改正 平成8年3月15日第9号

平成11年6月28日第27号

平成14年10月18日第47号

平成15年3月17日第9号

平成17年10月21日第59号

平成20年12月16日第56号

平成24年10月5日第49号

令和元年12月12日第48号

令和5年2月28日第1号

(設置)

第1条 大田区内における工場の操業環境改善及び建替えの促進を図り、もって産業環境の創造及び産業振興に寄与するため、一時利用を可能とする工場として、大田区テンポラリー工場（以下「テンポラリー工場」という。）を別表第1のとおり設置する。

(使用者の資格)

第2条 テンポラリー工場を使用することができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業者であること。

(2) 次に掲げる操業環境に該当する者であること。

ア 建替促進賃貸工場については、工場の建替え等のため、仮作業場を必要としている者

イ 一時賃貸工場については、次のいずれかに該当する者

(ア) 工場の建替え等のため、仮作業場を必要としている者

(イ) 組立用等で仮作業場を必要としている者

(ウ) 急激な受注の増加等で仮作業場を必要としている者

(エ) 立退き要請等により仮作業場を必要としている者

(オ) 火事等の災害により仮作業場を必要としている者

(カ) 産学連携（学術機関、研究機関等と連携して研究開発をすることをいう。）で開発現場等を必要としている者

(3) 次に掲げる要件のいずれにも該当する業種若しくは業態の工場を現に営んでいる者又はこれから営もうとしている者であること。

ア 別表第2に掲げる業種の工場であること。

イ テンポラリー工場の使用に適し、他の使用者の操業及び近隣住民の生活に支障を来すおそれがなく、かつ、テンポラリー工場全体の管理運営に支障がないと認められる業態の工場であること。

(4) 事業税及び住民税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、前項第1号から第3号までに掲げる要件のうちいずれかを欠く者にテンポラリー工場を使用させることができる。

(使用者の募集方法)

第3条 区長は、テンポラリー工場の使用者を公募するものとする。

(使用の申請等)

第4条 テンポラリー工場を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、規則で定めるところにより、審査を行い、テンポラリー工場の使用予定者を決定する。

第5条 削除

(補欠者の登録等)

第6条 区長は、第4条第2項の規定に基づき使用予定者を決定する場合において、併せて必要と認める数の補欠者及びその順位を決定する。

2 区長は、前項の補欠者について、第4条第2項の規定により決定した使用予定者がテンポラリー工場の使用を開始するまでの間登録する。

3 区長は、第4条第2項の規定により決定した使用予定者が辞退等によりテンポラリー工場の使用を開始しなかったときは、補欠者のうちからその順位に従い、新たに使用予定者を決定する。

(使用手続)

第7条 テンポラリー工場の使用予定者として決定された者は、その旨の通知を受けた日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 連帯保証人の連署する請書を提出すること。

(2) 保証金として工場使用料の2月分に相当する金額を納付すること。

2 前項第1号の連帯保証人は、使用予定者が法人の場合にあっては代表者のみとし、個人の場合にあっては不要とする。

3 区長は、第1項の手続を完了した者をテンポラリー工場の使用者として決定する。

(使用期間)

第8条 テンポラリー工場の使用期間は、2年の範囲内でテンポラリー工場を必要とする期間とする。ただし、工場の建替工事の遅延等区長がやむを得ない理由があると認めるときは、6月を超えない範囲内で1回に限り使用期間を更新することができる。

2 第2条第2項の規定によりテンポラリー工場を使用する者の使用期間は、前項の規定にかかわらず区長が別に定めるものとする。

3 一時賃貸工場の駐車場の使用期間は、当該一時賃貸工場の使用期間とする。

(使用料)

第9条 テンポラリー工場及び駐車場の使用料は、別表第3に掲げる金額の範囲内において、規則で定める。

第10条 削除

(使用料の徴収)

第11条 使用料は、テンポラリー工場の使用許可の日からこれを徴収する。ただし、区長が特別の事情があると認める場合は、使用許可の日以後においても別に指定した日からこれを徴収することができる。

2 前項に規定する日又はテンポラリー工場を立ち退いた日が月の中途である場合のその月の使用料は、規則で定めるところにより日割りにより徴収する。

3 使用料は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。

(使用料の減免及び徴収の猶予)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減額し、若しくは免除し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

(1) 使用者の責めに帰すべき事由によらないで、テンポラリー工場の全部又は一部を使用することができないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が特別の事情があると認めるとき。

2 前項の使用料の減免の割合及び徴収猶予の期間等については、規則で定める。

(使用者の費用負担)

第13条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

- (1) 電気、ガス及び上下水道の使用料
- (2) 排水管の清掃及び消毒に要する費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が指定する費用
(産業廃棄物の処理)

第14条 使用者は、産業廃棄物を使用者の負担で自ら処理しなければならない。

(使用者の管理義務)

第15条 使用者は、テンポラリー工場の使用について善良な管理者としての注意義務を負う。

- 2 前項の注意義務に違反してテンポラリー工場を滅失し、又は毀損したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(転貸等の禁止)

第16条 使用者は、テンポラリー工場を転貸し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

(使用権の承継)

第17条 区長は、前条の規定にかかわらず、相続、合併等によりテンポラリー工場を使用する権利を承継する必要があると認めるときは、これを許可することができる。

(届出事項)

第18条 使用者は、企業名の変更、法人格の取得その他規則で定める事由が生じたときは、区長に届け出なければならない。

(許可事項)

第19条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、区長の許可を受けなければならない。

- (1) テンポラリー工場に模様替えその他の工作を加えようとするとき。
- (2) 業種、業態又は事業計画を変更しようとするとき。
- (3) 1月以上テンポラリー工場を使用しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事由に該当するとき。

(返還)

第20条 使用者は、テンポラリー工場を返還しようとするときは、返還しようとする日の2月前までに返還届を区長に提出しなければならない。

- 2 使用者は、前項の規定によりテンポラリー工場を返還するときは、使用者の負担で原状に回復しなければならない。
- 3 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、区長は、これを履行し、その費用を使用者から徴収する。

(明渡し等)

第21条 区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は明渡しを請求することができる。

- (1) 不正行為により使用の許可を受けたとき。
- (2) 使用料を正当な理由がなく滞納したとき、又は3月以上滞納したとき。
- (3) 破産手続開始の決定、後見開始の審判等によりテンポラリー工場の正常な使用関係を維持することができなくなったとき。
- (4) テンポラリー工場を故意又は重大な過失により損傷したとき、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (5) この条例若しくはこれに基づく規則（以下「条例等」という。）又は条例等に基づく区長の指示に違反したとき。
- (6) 第8条に規定する使用期間を終了したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長がテンポラリー工場の管理上必要があると認めるとき。

- 2 使用者は、前項の規定により明渡しの請求を受けたときは、区長が指定する日までに、テンポラ

リー工場を原状に回復した上で明け渡さなければならない。この場合において、当該使用者は、区長に対して損害賠償その他の請求をすることができない。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による明渡しについて準用する。

(保証金の還付)

第22条 保証金は、テンポラリー工場の返還又は前条に規定する使用許可の取消し若しくは明渡しの際、これを還付する。ただし、未納の使用料又は賠償金等があるときは、保証金のうちからこれを控除する。

2 使用者は、保証金の額が前項の控除すべき額に満たない場合は、直ちにその不足額を納付しなければならない。

3 保証金には、利子をつけない。

(検査)

第23条 区長は、テンポラリー工場の管理上必要があると認めるときは、区職員のうちから区長が指定した者にテンポラリー工場の検査をさせ、又は使用者に対して必要な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用しているテンポラリー工場に立ち入るときは、あらかじめ使用者の承諾を得なければならない。ただし、区長が緊急やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 第1項の検査にあたる者は、その身分を示す証明書を携帯し、使用者の請求があったときは、それを提示しなければならない。

(指定管理者による管理)

第24条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、テンポラリー工場の管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定手続)

第25条 区長は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。

(1) 使用者の公平かつ平等な使用が確保されること。

(2) テンポラリー工場の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られること。

(3) テンポラリー工場の管理を安定して行う能力を有していること。

2 前項の規定による指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。指定を取り消し、又はテンポラリー工場の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第26条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) テンポラリー工場の使用に関する業務

(2) テンポラリー工場の維持及び修繕に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、テンポラリー工場の運営に関して区長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第27条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、テンポラリー工場の管理を行わなければならない。

2 指定管理者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則（平成8年3月15日条例第9号）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項及び第8条の規定は、この条例の施行の日以後に募集する使用者について適用し、同日前に募集した使用者については、なお従前の例による。

付 則（平成11年6月28日条例第27号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第2号の規定は、この条例の施行の日以後に募集する使用者について適用し、同日前に募集した使用者については、なお従前の例による。

付 則（平成17年10月21日条例第59号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第6条までの改正規定、第13条の2を削る改正規定及び別表第3の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の大田区賃貸工場条例第24条の規定は、平成18年3月31日までの間、なおその効力を有する。

付 則（平成24年10月5日条例第49号）

この条例は、平成24年11月1日から施行する。

付 則（令和元年12月12日条例第48号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の大田区賃貸工場条例（以下「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づき大田区立下丸子テンポラリー工場を使用している者に係る使用期間は、改正後の第8条の規定にかかわらず、施行日におけるその者に係る旧条例において許可した使用期間の残存期間と同一の期間とする。ただし、工場の建替工事の遅延等区長がやむを得ない理由があると認めるときは、6月を超えない範囲内で1回に限り使用期間を更新することができる。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づき大田区立本羽田二丁目工場アパートを使用している者に係る使用期間は、改正後の第8条の規定にかかわらず、施行日におけるその者に係る旧条例において許可した使用期間の残存期間と同一の期間とし、使用期間の更新の回数、期間及び限度も同様とする。ただし、その者のうち、建替使用者は、工場の建替工事の遅延等区長がやむを得ない理由があると認めるときは、6月を超えない範囲内で1回に限り使用期間を更新することができる。
- 5 前項本文に掲げる者（建替使用者を除く。）に係る使用料については、旧条例第9条の規定を適用する。

付 則（令和5年2月28日条例第1号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第1条関係）

（1）建替促進賃貸工場

名称	位置
大田区立下丸子テンポラリー工場	大田区下丸子四丁目9番14号

（2）一時賃貸工場

名称	位置
大田区立本羽田二丁目工場アパート	大田区本羽田二丁目7番1号

備考 一時賃貸工場には、1工場当たり1台の専用駐車場あり。

別表第2（第2条関係）

- 1 繊維工業 2 印刷・同関連業 3 プラスチック製品 4 金属製品
 5 はん用機械器具 6 生産用機械器具 7 業務用機械器具
 8 電子部品・デバイス・電子回路 9 電気機械器具 10 情報通信機械器具
 11 輸送用機械器具 12 その他区長が認める製造業

別表第3（第9条関係）

（1） 建替促進賃貸工場

名称	室番号	面積	金額
大田区立 下丸子テンポラリー工場	101号	84.5平方メートル	月額 179,000円
	102号	84.5平方メートル	月額 179,000円
	201号	84.5平方メートル	月額 116,000円
	202号	84.5平方メートル	月額 116,000円

（2） 一時賃貸工場

ア 工場使用料

名称	室番号	面積	金額
大田区立 本羽田二丁目工場アパート	101号	100平方メートル	月額 234,000円
	102号	100平方メートル	月額 234,000円
	103号	100平方メートル	月額 234,000円
	104号	100平方メートル	月額 234,000円
	201号	100平方メートル	月額 152,000円
	202号	100平方メートル	月額 152,000円
	203号	100平方メートル	月額 152,000円
	204号	100平方メートル	月額 152,000円

イ 駐車場使用料

名称	種類	金額
大田区立本羽田二丁目工場アパート	平面式	1台月額 21,000円

○大田区テンポラリー工場条例施行規則

平成6年4月1日

規則第40号

改正 平成8年4月1日第40号
平成11年6月28日第64号
平成14年3月8日第18号
平成14年10月18日第148号
平成15年3月17日第21号
平成17年10月21日第150号
平成20年12月16日第119号
平成23年1月18日第1号
平成24年11月28日第121号
平成25年3月29日第61号
平成29年3月10日第15号
令和2年3月13日第32号
令和3年3月16日第66号

(趣旨)

第1条 この規則は、大田区テンポラリー工場条例（平成6年条例第7号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 区長は、条例第3条の規定により大田区テンポラリー工場（以下「テンポラリー工場」という。）の使用者を公募するときは、区報又は掲示等により、公募するテンポラリー工場の名称、所在地、仕様及び規模、募集室数、使用料、使用者の要件、使用申請手続その他必要な事項を公告しなければならない。この場合において、区長が特に必要と認めるときは、特定の室について使用できる業種又は業態に制限を設けることができる。

(使用の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定によりテンポラリー工場を使用しようとする者は、大田区テンポラリー工場使用申請書（別記第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 テンポラリー工場を使用しようとする者は、前項の使用申請書を提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が法人である場合には事業税及び住民税の納税証明書及び前3期分の決算書の写し、個人である場合には住民税の納税証明書及び前3年分の確定申告書の写し

(2) テンポラリー工場を必要としている理由書（別記第1号の2様式）及びそれに関する書類

(3) その他区長が必要と認める書類

3 使用の申請は、1申請者につき1室までとする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、1申請者につき同一テンポラリー工場内の2室（現にテンポラリー工場を使用している者については、同一テンポラリー工場内において2室からその使用に係る室数を減じた室数）まで申請することができる。

4 前項ただし書の規定により、現にテンポラリー工場を使用している者が複数の室を使用することとなる場合における新たに使用許可を受ける室の使用期間は、現に使用許可を受けている室の使用期間から既に同室を使用した期間を減じた期間とする。

(使用予定者の決定)

第4条 区長は、前条第1項の規定に基づくテンポラリー工場の使用申請を受けたときは、事業計画等の審査（以下「審査」という。）を行うものとする。

2 前項の審査に係る基準については、別に定める。

3 区長は、テンポラリー工場の使用申請者が条例第2条に規定する要件を満たし、かつ、審査の結果に基づきその使用を適当であると認めたときは、当該申請者を使用予定者として決定する。

(使用予定者決定等の通知)

第4条の2 前条第3項の規定によりテンポラリー工場の使用予定者として決定した者には、大田区テンポラリー工場使用予定者決定通知書(別記第2号様式)により通知する。

2 条例第2条に規定する要件を満たさない者又は審査の結果テンポラリー工場の使用を認められなかった者には、大田区テンポラリー工場使用不許可通知書(別記第3号様式)により通知する。

(補欠者の通知)

第5条 条例第6条第1項の規定により補欠者として決定した者には、大田区テンポラリー工場補欠登録通知書(別記第4号様式)により、これを通知する。

2 区長は、使用予定者が辞退等によりテンポラリー工場に入居しなかったときは、補欠者のうちから登録順位に従い、新たに使用予定者を決定し、大田区テンポラリー工場使用予定者決定通知書により通知する。

(請書)

第6条 条例第7条第1項第1号に規定する請書は、別記第5号様式による。

(連帯保証人の変更等)

第7条 使用者は、連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人の変更を要するときは、新たに連帯保証人を定めて、連帯保証人変更届(別記第6号様式)を区長に提出しなければならない。

2 使用者は、前項に規定する場合を除くほか、連帯保証人が住所又は氏名を変更したときは、直ちに区長に通知しなければならない。

(極度額の設定)

第7条の2 連帯保証人の負担は、入居当初のテンポラリー工場の使用料の12月分相当額を限度とする。

(使用許可書の交付)

第8条 条例第7条第3項の規定により使用者として決定した者には、大田区テンポラリー工場使用許可書(別記第7号様式)を交付するものとする。

(使用期間の更新)

第8条の2 条例第8条ただし書の規定によりテンポラリー工場の使用期間を更新しようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 工場の建替えのために使用している者は、建替え中の工場等が6月以内に完成予定であり、区長が特に必要と認める者であること。

(2) 前号に掲げる者以外の者は、6月以内に退去するための具体的なスケジュールを有し、区長が特に必要と認める者であること。

(3) これまでに使用料等の滞納がなく、今後も遅滞なく納付する見込みのある者であること。

2 前項の規定によりテンポラリー工場の使用期間を更新しようとする者は、大田区テンポラリー工場使用期間更新申請書(別記第7号の2様式)により区長に申請しなければならない。この場合において、区長は、事業計画書のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 区長は、前項の規定による申請があったときは、事業計画書等を審査の上、更新の可否を決定し、大田区テンポラリー工場使用期間更新許可(不許可)書(別記第7号の3様式)により申請者に通知するものとする。

4 審査に係る基準については、区長が別に定める。

(室の移転)

第8条の3 現にテンポラリー工場の室を使用している者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該室から別の室に移転することができる。

(1) 災害その他の事情により、使用者の責めに帰すべき事由によらないで、テンポラリー工場が

使用できなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、区長がテナポラリー工場の管理上必要と認めるとき。

- 2 前項の規定により別の室に移転しようとするときは、大田区テナポラリー工場室移転申請書（別記第8号様式）により区長に申請しなければならない。この場合において、区長は、事業計画書のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 3 区長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、移転の可否を決定し、大田区テナポラリー工場室移転許可（不許可）書（別記第8号の2様式）により申請者に通知するものとする。
- 4 第1項の規定により別の室に移転する場合の移転後の使用期間は、現に使用許可を受けている期間から既にテナポラリー工場を使用した期間を減じた期間とする。

（使用料）

第9条 条例第9条のテナポラリー工場及び駐車場の使用料は、別表のとおりとする。

（日割計算の方法）

第10条 条例第11条第2項に規定する日割額は、1月を30日として計算する。この場合において、計算した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（使用料の減免）

第11条 区長は、条例第12条第1項第1号に該当する使用者に対しては、次に掲げるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) テナポラリー工場の全部が使用できなかったとき。前条前段に定める例により算出した額に、使用できなかった日数を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。次号において同じ。）

(2) テナポラリー工場の一部が使用できなかったとき。前条前段に定める例により算出した額に、使用できなかった日数を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額

- 2 区長は、条例第12条第1項第2号に該当する使用者に対しては、2分の1を限度に当該使用料を減額することができる。
- 3 前2項の規定により行う使用料の減額又は免除の期間は、1年を超えない範囲内で区長が決定する。
- 4 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減額・免除申請書（別記第9号様式）により区長に申請しなければならない。
- 5 第3項の期間終了時において、区長が特に必要と認めるときは、使用者は、再度減額又は免除の申請をすることができる。
- 6 区長は、前2項の申請があったときは、その可否を決定し、使用料減額・免除承認（不承認）決定通知書（別記第10号様式）により申請者に通知するものとする。

（使用料の猶予）

第12条 条例第12条第1項の規定により区長が使用料の徴収を猶予する場合は、区長が特に必要と認めた場合とし、その期間は、2月を超えない範囲内とする。

- 2 前項の場合において、徴収を猶予された期間の使用料については、当該期間の終了後2月以内に当該使用料の全額を納付しなければならない。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、当該使用料を分割して納付させることができる。
- 3 条例第12条の規定により使用料の徴収猶予を受けようとする使用者は、使用料徴収猶予申請書（別記第11号様式）を区長に提出しなければならない。
- 4 区長は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、使用料徴収猶予承認（不承認）決定通知書（別記第12号様式）により申請者に通知するものとする。

（使用権の承継手続）

第13条 条例第17条の規定によりテナポラリー工場の使用権を承継しようとする者は、使用権承継許可申請書（別記第13号様式）により区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、条例第2条に規定する要件を審査し、使用権の承継の可否を決定し、使用権承継許可（不許可）書（別記第14号様式）により申請者に通知するものとする。

（届出事項）

第14条 条例第18条に規定する事由は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 代表者を変更したとき。
- （2） 企業の所在地又は代表者の住所を変更したとき。
- （3） その他区長が定める事由

2 使用者は、条例第18条及び前項に規定する事由が生じた日から14日以内に、大田区テンポラリー工場使用変更等届（別記第15号様式）により区長に届け出なければならない。

（許可事項）

第15条 使用者は、条例第19条第1号から第3号まで又は第3項のいずれかの規定に該当するときは、大田区テンポラリー工場使用変更等許可申請書（別記第16号様式）により区長に申請しなければならない。この場合において、区長は、必要と認める書類の提出を求めることができる。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、大田区テンポラリー工場使用変更等許可（不許可）書（別記第17号様式）により申請者に通知するものとする。

3 条例第19条第4号の規則で定める事由は、区長が特に必要と認める事由とする。

（返還届）

第16条 条例第20条第1項に規定する返還届は、別記第19号様式による。

（明渡し等）

第17条 区長は、条例第21条第1項の規定によりテンポラリー工場の使用許可を取り消したときは、使用許可取消通知書（別記第20号様式）により使用者に通知するものとする。

2 区長は、条例第21条第1項の規定によりテンポラリー工場の明渡しを請求するときは、明渡し請求書（別記第21号様式）により使用者に通知する。この場合において、使用者は、通知を受けた日から14日以内にテンポラリー工場を明け渡さなければならない。

（保証金の精算）

第18条 条例第22条に規定する保証金の精算は、保証金精算書（別記第22号様式）により行う。

（検査員証）

第19条 条例第23条第3項に規定するテンポラリー工場の検査にあたる者の身分を示す証明書は、大田区テンポラリー工場検査員証（別記第23号様式）による。

（指定申請書の提出）

第20条 条例第25条第1項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を区長に提出しなければならない。

- （1） 当該団体の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名
- （2） 指定管理者として管理を行うことを希望するテンポラリー工場の名称
- （3） 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 前項の指定申請書には、条例第25条第2項に規定する事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） テンポラリー工場の管理に関する収支予算書
- （2） 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- （3） 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- （4） 当該団体の経営状況を明らかにする書類
- （5） 当該団体の組織及び事業内容を明らかにする書類
- （6） 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

3 前2項に掲げる書類は、区長が定める期間内に提出しなければならない。

（指定の通知）

第21条 区長は、前条の規定による申請があった場合において、条例第25条第1項の規定により指定管理者に指定すること、又は指定しないことを決定したときは、それぞれ書面により当該申請をした団体に通知するものとする。

(協定の締結)

第22条 区長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者とテンポラリー工場の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、条例第26条及び第27条第2項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理に要する費用に関する事項
- (2) 管理の業務及び経営の状況の報告、調査及び指示に関する事項
- (3) 指定の取消し及び管理の業務の全部又は一部の停止に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(委任)

第23条 この規則の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

付 則 (平成17年10月21日規則第150号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の改正規定、第4条の次に1条を加える改正規定、別表第2の改正規定並びに別記第2号様式及び別記第3号様式の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の大田区賃貸工場条例施行規則第21条の規定は、平成18年3月31日までの間、なおその効力を有する。

付 則 (平成23年1月18日規則第1号)

- 1 この規則は、平成23年2月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

付 則 (平成24年11月28日規則第121号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

付 則 (平成25年3月29日規則第61号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

付 則 (平成29年3月10日規則第15号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年3月13日規則第32号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年3月16日規則第66号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正前の大田区テンポラリー工場条例施行規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、引き続きこれを使用することができる。

別表 (第9条関係)

(1) 建替促進賃貸工場

名称	室番号	面積	使用料
大田区立 下丸子テンポラリー工場	101号	84.5平方メートル	月額 179,000円
	102号	84.5平方メートル	月額 179,000円
	201号	84.5平方メートル	月額 116,000円
	202号	84.5平方メートル	月額 116,000円

(2) 一時賃貸工場

ア 工場使用料

名称	室番号	面積	使用料
大田区立 本羽田二丁目工場	101号	100平方メートル	月額 234,000円
	102号	100平方メートル	月額 234,000円
アパート	103号	100平方メートル	月額 234,000円
	104号	100平方メートル	月額 234,000円
	201号	100平方メートル	月額 152,000円
	202号	100平方メートル	月額 152,000円
	203号	100平方メートル	月額 152,000円
	204号	100平方メートル	月額 152,000円

イ 駐車場使用料

名称	種類	使用料
大田区立本羽田二丁目工場アパート	平面式	1台月額 21,000円

○大田区立本羽田二丁目第2工場アパート条例

令和元年12月12日

条例第47号

改正 令和5年2月28日第1号

(設置)

第1条 大田区内における工場の操業環境の整備、企業の成長促進及び新分野進出企業による研究開発事業の促進を図り、もって工場集積の維持発展及び地域産業の活性化に寄与するため、大田区本羽田二丁目12番1号に大田区立本羽田二丁目第2工場アパート（以下「工場アパート」という。）を設置する。

(施設)

第2条 工場アパートには、次に掲げる施設を設ける。

(1) ユニット（工場又は研究開発等の拠点として使用する室をいう。）

(2) 駐車場

(使用資格)

第3条 ユニットを使用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 工場として使用する者であって、次に掲げる要件を備えているもの

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）であること。

イ 次に掲げる要件のいずれかを備えている者

(ア) 事業拡張（新事業の展開、事業体制の再編等のための作業場の移転又は新設をいう。以下同じ。）又は操業環境の悪化により作業場を必要としていること。

(イ) 新規創業により作業場を必要としていること。

ウ 別表第1に掲げる業種の工場を現に営んでいること。

エ その他規則で定める要件

(2) 研究開発（新製品又は新技術の実用化を目的とした研究開発に限る。以下同じ。）の拠点として使用する者であって、次に掲げる要件を備えているもの

ア 中小企業者であること。

イ 次に掲げる要件のいずれかを備えている者

(ア) 事業拡張又は操業環境の悪化により研究開発部門についての作業場を必要としていること。

(イ) 新規創業により研究開発部門についての作業場を必要としていること。

ウ その他規則で定める要件

(3) 産学連携（学術機関、研究機関等（以下「学術機関等」という。）と連携して研究開発をすることをいう。以下同じ。）の拠点として使用する者であって、次に掲げる要件を備えているもの

ア 中小企業者であること。

イ 次に掲げる要件のいずれかを備えている者

(ア) 事業拡張又は操業環境の悪化により産学連携の拠点を必要としていること。

(イ) 新規創業により産学連携の拠点を必要としていること。

ウ 規則で定める要件を備えている学術機関等と連携すること。

エ その他規則で定める要件

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、同項第1号アからウまで、第2号ア若しくはイ又は第3号アからウまでに掲げる要件を欠く者にユニットを使用させることができる。

(使用者の募集方法)

第4条 区長は、ユニットの使用者を公募するものとする。

(使用の申請)

第5条 ユニットを使用しようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、その許可を受けなければならない。

(使用予定者の決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、規則で定めるところにより、事業計画等を審査し、使用予定者を決定する。

(補欠者の登録等)

第7条 区長は、前条の規定に基づき使用予定者を決定する場合において、併せて必要と認める数の補欠者及びその順位を決定する。

2 区長は、前項の補欠者について、次条第4項の規定により決定した使用者がユニットの使用を開始するまでの間登録する。

3 区長は、前条の規定により決定した使用予定者又は次条第4項の規定により決定した使用者が、辞退等によりユニットの使用を開始しなかったときは、補欠者のうちからその順位に従い、新たに使用予定者を決定する。

(使用手続及び使用者の決定)

第8条 ユニットの使用予定者として決定された者は、その旨の通知を受けた日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 区長が定める資格を有する連帯保証人の連署する請書を提出すること。

(2) 保証金として使用料の3月分に相当する金額を納付すること。

2 前項第1号の連帯保証人は、使用予定者が法人の場合にあっては代表者及び代表者と生計を一にしない第三者(当該法人の役員である者を除く。)の2名以上とし、個人の場合にあっては本人と生計を一にしない第三者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、使用予定者が保証金として使用料5月分に相当する金額を納付する場合においては、前項に規定する連帯保証人は、使用予定者が法人の場合にあっては代表者のみとし、個人の場合にあっては不要とすることができる。

4 区長は、第1項又は前項の手続を完了した者をユニットの使用者として決定する。

(公募及び使用手続の例外)

第9条 第4条の規定による公募又は前条第1項の手続は、区長が公益上特に必要と認める場合であって、規則で定める要件に該当するときは、これを行わないでユニットの使用者を決定することができる。

(使用期間)

第10条 ユニットの使用期間は、7年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、次に定めるところにより、使用期間の更新をすることができる。

(1) 前項に定める期間を終了した者にあっては、5年を限度に1回

(2) 前号に定める期間を終了した者で、規則で定める要件を満たすものにあつては、4年を限度に1回

(3) 前号に定める期間を終了した者で、規則で定める要件を満たすものにあつては、1回4年を限度に5回まで。ただし、区長が特に必要と認めるときは、5回を超えて使用期間を更新することができる。

3 第3条第2項の規定によりユニットを使用する者の使用期間は、前2項の規定にかかわらず区長が別に定めるものとする。

4 駐車場の使用期間は、当該ユニットの使用期間とする。

(使用料)

第11条 ユニットの使用料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる要件のうち、同項第1号イ（イ）、同項第2号イ（イ）又は同項第3号イ（イ）に掲げる要件を備える者のユニットの使用料は、別表第2に掲げる金額の範囲内において、規則で定める。
- (2) 前号の規定にかかわらず、同号に掲げる者で、前条第2項第1号の規定により使用期間の更新を許可されたもののユニットの使用料は、別表第3に掲げる金額の範囲内において、規則で定める。
- (3) 前号の規定にかかわらず、同号に掲げる者で、前条第2項第2号の規定により使用期間の更新を許可されたもの又は第3条第1項各号に掲げる要件のうち、同項第1号イ（ア）、同項第2号イ（ア）若しくは同項第3号イ（ア）に掲げる要件を備える者のユニットの使用料は、別表第4に掲げる金額の範囲内において、規則で定める。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項第3号の規定により使用期間の更新を許可された者のユニットの使用料は、別表第5に掲げる金額の範囲内において、更新の回数に応じて規則で定める。

第12条 駐車場の使用料は、別表第2に掲げる金額の範囲内において、規則で定める。

（使用料の徴収）

第13条 施設の使用料は、施設の使用許可の日からこれを徴収する。ただし、区長が特別の事情があると認める場合は、使用許可の日以後において別に指定した日からこれを徴収することができる。

2 前項に規定する日又は施設を立ち退いた日が月の中途である場合のその月の施設の使用料は、規則で定めるところにより日割りにより徴収する。

3 施設の使用料は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。

（使用料の減免等）

第14条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減額し、若しくは免除し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

(1) 使用者の責めに帰すべき事由によらないで、ユニットの全部又は一部を使用することができないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が特別の事情があると認めるとき。

2 前項の使用料の減免の割合及び徴収猶予の期間等については、規則で定める。

（使用者の費用負担）

第15条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

(1) 電気、ガス及び上下水道の使用料

(2) 排水管の清掃及び消毒に要する費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が指定する費用

（産業廃棄物の処理）

第16条 使用者は、産業廃棄物を使用者の負担で自ら処理しなければならない。

（使用者の管理義務）

第17条 使用者は、施設の使用について善良な管理者としての注意義務を負う。

2 前項の注意義務に違反して施設を滅失し、又は毀損したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

（転貸等の禁止）

第18条 使用者は、施設を転貸し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

（使用権の承継）

第19条 区長は、前条の規定にかかわらず、相続、合併等により施設を使用する権利を承継する必要があると認めるときは、これを許可することができる。

（届出事項）

第20条 使用者は、企業名の変更、法人格の取得その他規則で定める事由が生じたときは、区長に届

け出なければならない。

(許可事項)

第21条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、区長の許可を受けなければならない。

- (1) ユニットに模様替えその他の工作を加えようとするとき。
- (2) 1月以上ユニットを使用しないとき。
- (3) 業種、業態又は事業計画を変更しようとするとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事由に該当するとき。

(返還)

第22条 使用者は、ユニットを返還しようとするときは、返還しようとする日の2月前までに返還届を区長に提出しなければならない。

- 2 使用者は、施設を返還するときは、使用者の負担で原状に回復しなければならない。
- 3 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、区長は、これを履行し、その費用を使用者から徴収する。

(明渡し等)

第23条 区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の使用の許可の取消し又は明渡しを請求することができる。

- (1) 不正行為により使用の許可を受けたとき。
 - (2) 使用料を正当な理由がなく滞納したとき、又は3月以上滞納したとき。
 - (3) 破産手続開始の決定、後見開始の審判等により施設の正常な使用関係を維持することができなくなったとき。
 - (4) 施設を故意又は重大な過失により滅失し、若しくは損傷したとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (5) この条例若しくはこれに基づく規則（以下「条例等」という。）又は条例等に基づく区長の指示に違反したとき。
 - (6) 第10条に規定する使用期間を終了したとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が施設の管理上必要があると認めるとき。
- 2 使用者は、前項の規定により明渡しの請求を受けたときは、区長が指定する日までに、施設を原状に回復した上で明け渡さなければならない。この場合において、当該使用者は、区長に対して損害賠償その他の請求をすることができない。
 - 3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による明渡しについて準用する。

(保証金の還付)

第24条 保証金は、前2条に規定する返還又は使用許可の取消し若しくは明渡しの際、これを還付する。ただし、未納の使用料、原状回復に要する費用、賠償金等があるときは、保証金のうちからこれを控除する。

- 2 使用者は、保証金の額が前項に規定する控除すべき額に満たない場合は、直ちにその不足額を納付しなければならない。
- 3 保証金には、利子をつけない。

(検査)

第25条 区長は、ユニットの管理上必要があると認めるときは、区職員のうちから区長が指定した者にユニットの検査をさせ、又は使用者に対して必要な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用しているユニットに立ち入るときは、あらかじめ使用者の承諾を得なければならない。ただし、区長が緊急やむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項の検査に当たる者は、その身分を示す証明書を携帯し、使用者の請求があったときは、それを提示しなければならない。

(指定管理者による管理)

第26条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、工場アパートの管理を行わせることができる。

（指定管理者の指定手続）

第27条 区長は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。

- （1） 使用者の公平かつ平等な使用が確保されること。
- （2） 工場アパートの効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られること。
- （3） 工場アパートの管理を安定して行う能力を有していること。

2 前項の規定による指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。指定を取り消し、又は工場アパートの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第28条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 工場アパートの使用に関する業務
- （2） 工場アパートの維持及び修繕に関する業務
- （3） 前2号に掲げるもののほか、工場アパートの運営に関して区長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第29条 指定管理者は、条例等その他区長が定める基準に従い、工場アパートの管理を行わなければならない。

2 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

（委任）

第30条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、工場アパートに関し、大田区賃貸工場条例の一部を改正する条例（令和元年条例第48号）による改正前の大田区賃貸工場条例（平成6年条例第7号）（以下「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づき大田区立本羽田二丁目第2工場アパートを使用している者に係る使用期間は、第10条の規定にかかわらず、施行日におけるその者に係る旧条例において許可した使用期間の残存期間と同一の期間とし、使用期間の更新の回数、期間及び限度も同様とする。

4 前項の規定により20年の使用期間を終了した者は、第10条第2項第3号の規定（ただし、使用期間の更新の回数、期間及び限度は、1回4年を限度に4回まで）に基づき使用期間を更新することができる。ただし、区長が特に必要と認めるときは、4回を超えて使用期間を更新することができる。

5 第3項に掲げる者に係る使用料については、旧条例第9条の規定を適用する。ただし、その者の使用期間が20年を超えたときは、第11条第2項の規定に基づく使用料を適用する。

付 則（令和5年2月28日条例第1号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1	プラスチック製品製造業
2	金属製品製造業
3	一般機械器具製造業
4	電気機械器具製造業
5	輸送用機械器具製造業
6	精密機械器具製造業
7	その他区長が認める製造業

別表第2（第11条、第12条関係）

（1）ユニット使用料

室番号	面積	使用料
101号	224.19平方メートル	月額 583,000円
102号	166.42平方メートル	月額 432,000円
103号	99.64平方メートル	月額 258,000円
104号	199.28平方メートル	月額 517,000円
201号～203号、208号～210号、301号、302号、309号～311号、401号、402号、409号～411号、510号～512号	99.64平方メートル	月額 179,000円
204号、205号、303号～306号、403号～406号、507号	49.82平方メートル	月額 89,000円
206号、307号、407号、508号	94.18平方メートル	月額 169,000円
207号、308号、408号、509号	157.94平方メートル	月額 286,000円
501号～506号	65.72平方メートル	月額 119,000円

（2）駐車場使用料

種類	使用料
平面式	1台月額 26,000円
機械式	1台月額 15,000円

別表第3（第11条関係）

室番号	面積	使用料
101号	224.19平方メートル	月額 641,000円
102号	166.42平方メートル	月額 475,000円
103号	99.64平方メートル	月額 283,000円
104号	199.28平方メートル	月額 568,000円
201号～203号、208号～210号、301号、302号、309号～311号、401号、402号、409号～411号、510号～512号	99.64平方メートル	月額 196,000円
204号、205号、303号～306号、403号～406号、507号	49.82平方メートル	月額 97,000円
206号、307号、407号、508号	94.18平方メートル	月額 185,000円
207号、308号、408号、509号	157.94平方メートル	月額 314,000円
501号～506号	65.72平方メートル	月額 130,000円

別表第4（第11条関係）

室番号	面積	使用料	
101号	224.19平方メートル	月額	699,600円
102号	166.42平方メートル	月額	518,400円
103号	99.64平方メートル	月額	309,600円
104号	199.28平方メートル	月額	620,400円
201号～203号、208号～210号、301号、302号、309号～311号、401号、402号、409号～411号、510号～512号	99.64平方メートル	月額	214,800円
204号、205号、303号～306号、403号～406号、507号	49.82平方メートル	月額	106,800円
206号、307号、407号、508号	94.18平方メートル	月額	202,800円
207号、308号、408号、509号	157.94平方メートル	月額	343,200円
501号～506号	65.72平方メートル	月額	142,800円

別表第5（第11条関係）

室番号	面積	使用料	
101号	224.19平方メートル	月額	879,000円
102号	166.42平方メートル	月額	653,000円
103号	99.64平方メートル	月額	389,000円
104号	199.28平方メートル	月額	782,000円
201号～203号、208号～210号、301号、302号、309号～311号、401号、402号、409号～411号、510号～512号	99.64平方メートル	月額	291,000円
204号、205号、303号～306号、403号～406号、507号	49.82平方メートル	月額	144,000円
206号、307号、407号、508号	94.18平方メートル	月額	277,000円
207号、308号、408号、509号	157.94平方メートル	月額	465,000円
501号～506号	65.72平方メートル	月額	192,000円

○大田区立本羽田二丁目第2工場アパート条例施行規則

令和2年3月13日

規則第36号

改正 令和3年3月16日第70号

令和5年3月9日第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート条例（令和元年条例第47号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用資格)

第2条 条例第3条第1項第1号イ（イ）、同項第2号イ（イ）及び同項第3号イ（イ）に規定する新規創業とは、新たに事業を始めるに当たり開業届出書、法人設立届出書又は事業開始等申告書（以下「届出書等」という。）を提出しようとする者又は使用の申請日において届出書等を提出してから3年以内の者をいう。

2 条例第3条第1項第1号エ、同項第2号ウ及び同項第3号エに規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 大田区立本羽田二丁目第2工場アパート（以下「工場アパート」という。）の使用に適し、他の使用者の操業及び近隣住民の生活に支障を来すおそれがなく、かつ、工場アパート全体の管理運営に支障がないと認められる事業を営む者であること。

(2) 事業税及び住民税を滞納していないこと。

3 条例第3条第1項第3号ウに規定する規則で定める要件を備えている学術機関等とは、他の使用者又は地域産業に対し支援等を行う機関とする。

4 条例第3条第2項に規定する区長が特に必要と認めるときとは、次の各号のいずれかに掲げるときとする。

(1) 国若しくは東京都その他の公共団体又は公共的団体が使用するとき。

(2) 区内産業に対して、発注、雇用創出等の貢献が見込まれるとき。

(公募の方法)

第3条 区長は、条例第4条の規定によりユニットの使用者を公募するときは、区報又は掲示等により、所在地、仕様及び規模、募集室数、使用料、使用者の要件、使用申請手続その他必要な事項を公告しなければならない。この場合において、区長が特に必要と認めるときは、特定のユニットについて使用できる業種又は業態に制限を設けることができる。

(使用の申請)

第4条 条例第5条の規定によりユニットを使用しようとする者は、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用申請書（別記第1号様式）を区長に提出しなければならない。この場合において、区長は、事業計画書のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

2 使用の申請は、1申請者につき1室に限るものとする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、1申請者につき2室（現にユニットを使用している者については、2室からその使用に係る室数を減じた室数）まで申請することができる。

(使用予定者の決定)

第5条 区長は、前条第1項の規定に基づく使用申請を受けたときは、事業計画等の審査（以下「審査」という。）を行うものとする。

2 審査に係る基準については、別に定める。

3 区長は、ユニットの使用申請者が条例第3条に規定する要件を満たし、かつ、審査の結果に基づきその使用を適当であると認めたときは、当該申請者を使用予定者として決定する。この場合において、次に掲げる施設を現に使用している者がユニットの使用予定者として決定されたときは、現に使用している施設の返還届を提出しなければならない。

(1) 大田区賃貸工場条例の一部を改正する条例（令和元年条例第48号）の規定による改正前の大田区賃貸工場条例（平成6年条例第7号）に基づく短期賃貸工場（同条例第2条第1項第2号に規定する建替使用者として使用している場合を除く。）

(2) 大田区東糀谷六丁目工場アパート条例（平成24年条例第9号）に基づくユニット

4 国若しくは東京都その他の公共団体又は公共的団体が使用申請者である場合には、第2項の基準による審査を行わないことができる。

（使用予定者決定等の通知）

第6条 前条第3項の規定により使用予定者として決定した者には、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用予定者決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

2 条例第3条に規定する要件を満たさない者又は審査の結果により使用を認められなかった者には、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用不許可通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（補欠者の通知）

第7条 条例第7条第1項の規定により補欠者として決定した者には、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート補欠登録通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

2 条例第7条第3項の規定により補欠者のうちから新たに使用予定者として決定した者には、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用予定者決定通知書により通知するものとする。

（請書）

第8条 条例第8条第1項第1号に規定する請書は、別記第5号様式とする。

（極度額の設定）

第9条 連帯保証人の負担は、入居当初のユニットの使用料の12月分相当額を限度とする。

（連帯保証人の資格等）

第10条 条例第8条第1項第1号に規定する連帯保証人は、次の要件を備えている者でなければならない。

(1) 独立の生計を営む者であること。

(2) 確実な保証能力を有する者であること。

2 使用者は、連帯保証人が死亡したとき、若しくは前項に規定する要件を欠いたとき又は連帯保証人の変更を要するときは、新たに前項に規定する要件を備えている連帯保証人を定めて、連帯保証人変更届（別記第6号様式）を区長に提出しなければならない。

3 使用者は、前項に規定する場合を除くほか、連帯保証人が住所又は氏名を変更したときは、直ちに区長に通知しなければならない。

4 第2項に規定する場合において、使用料の3月分に相当する金額の保証金を納付している使用者が新たな連帯保証人を定められないときは、使用料の2月分に相当する金額の保証金を追加納付することにより、連帯保証人について条例第8条第3項に規定する例によることができるものとする。

5 前項の規定により保証金を追加納付しようとする者は、保証金変更届（別記第7号様式）を区長に提出するとともに、当該保証金を納付するものとする。

（使用許可書の交付）

第11条 条例第8条第4項又は第9条の規定によりユニットの使用者として決定した者には、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用許可書（別記第8号様式）を交付するものとする。

（公募及び使用手続の例外）

第12条 条例第9条に規定する規則で定める要件は、国若しくは東京都その他の公共団体又は公共的団体が使用するときとする。

（使用資格の変更）

第13条 条例第3条第1項各号に掲げる使用資格については、ユニットの使用予定者として決定された後に、別の使用資格に変更することができる。

2 前項の規定により別の使用資格に変更しようとするときは、使用資格変更申請書（別記第9号様式）により区長に申請しなければならない。この場合において、区長は、事業計画書のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 区長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、使用資格の変更の可否を決定し、使用資格変更許可（不許可）書（別記第10号様式）により申請者に通知するものとする。

（ユニットの移転）

第14条 現にユニットを使用している者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該ユニットから別のユニットに移転することができる。

（1） 災害その他の事情により、使用者の責めに帰すべき事由によらないで、ユニットが使用できなくなったとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、区長が工場アパートの管理上必要と認めるとき。

2 前項の規定により別のユニットに移転しようとするときは、ユニット移転申請書（別記第11号様式）により区長に申請しなければならない。この場合において、区長は、事業計画書のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 区長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、移転の可否を決定し、ユニット移転許可（不許可）書（別記第12号様式）により申請者に通知するものとする。

（移転後の使用期間等）

第15条 前条第1項の規定により別のユニットに移転して使用する場合は、移転後の使用期間は、現に使用許可を受けている期間から既にユニットを使用した期間を減じた期間とする。

2 現にユニットを使用している者が複数のユニットを使用することとなる場合における新たに使用許可を受けるユニットの使用期間は、現に使用許可を受けているユニットの使用期間から既にユニットを使用した期間を減じた期間とする。

3 第5条第3項各号に掲げる施設を過去に使用したことがある者が新たにユニットを使用する場合は、新たに使用するユニットにおいて、当該施設での使用期間を既に使用した期間とみなす。

（使用期間の更新）

第16条 条例第10条第2項第1号の規定によりユニットの使用期間を更新しようとする者は、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート更新申請書（別記第13号様式）により申請しなければならない。

2 条例第10条第2項第2号の規定によりユニットの使用期間を更新しようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

（1） 条例第3条の要件を備えている者であること。

（2） 4年間の操業計画において、ユニットの使用が必要であると認められること。

（3） これまでに使用料等の滞納がなく、今後も遅滞なく納付する見込みのある者であること。

3 前項の規定によりユニットの使用期間を更新しようとする者は、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート更新申請書により申請しなければならない。

4 前項の規定により更新を申請しようとする者は、当該申請の際、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 事業計画書

（2） 前3期分の決算書の写し。ただし、個人である場合には前3年分の確定申告書の写し

（3） 前年度の事業税及び住民税の納税証明書。ただし、個人である場合には前年度の住民税の納税証明書

（4） その他区長が必要と認める書類

5 条例第10条第2項第3号の規定によりユニットの使用期間を更新しようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

（1） 1回目の更新にあつては条例第10条第2項第2号の規定によりユニットを使用した者であること、2回目以降の更新にあつては同項第3号の規定により更新し、それぞれ許可された期間内

においてユニットを使用した者であること。

(2) 条例第3条の要件を備えている者であること。

(3) 4年間の操業計画において、ユニットの使用が必要であると認められる者であり、かつ、将来的なユニットの返還計画を有するものであること。

(4) これまでに使用料等の滞納がなく、今後も遅滞なく納付する見込みのある者であること。

6 前項の規定によりユニットの使用期間を更新しようとする者は、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート更新申請書により申請しなければならない。

7 前項の規定により更新を申請しようとする者は、当該申請の際、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 返還計画を含む事業計画書

(2) 前3期分の決算書の写し。ただし、個人である場合には前3年分の確定申告書の写し

(3) 前年度の事業税及び住民税の納税証明書。ただし、個人である場合には前年度の住民税の納税証明書

(4) その他区長が必要と認める書類

8 区長は、第1項、第3項又は第6項の規定に基づくユニットの使用期間の更新申請を受けたときは、審査を行うものとする。

9 審査に係る基準については、区長が別に定める。

10 区長は、審査の結果、その使用を適当であると認めたときは、当該申請者を継続更新使用者として決定する。

11 前項の規定によりユニットの継続更新使用者として決定した者には、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート更新許可書(別記第14号様式)により通知する。

12 区長は、第2項各号若しくは第5項各号に規定する要件を満たさない者又は審査の結果ユニットの継続更新使用を認めなかった者に対し、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート更新不許可書(別記第14号様式)により通知する。

(駐車場の使用)

第17条 条例第10条第4項で定める駐車場を使用しようとする使用者は、区長に申請しなければならない。

2 駐車場の使用に係る手続その他必要な事項は、別に定める。

(使用料)

第18条 条例第11条第1項第1号に定めるユニットの使用料は、別表第1のとおりとし、同項第2号に定めるユニットの使用料は、別表第2のとおりとし、同項第3号に定めるユニットの使用料は、別表第3のとおりとする。

2 条例第11条第2項に定めるユニットの使用料は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第10条第2項第3号の規定に基づき、1回目の更新を行った者のユニットの使用料は、別表第4のとおりとする。

(2) 条例第10条第2項第3号の規定に基づき、2回目の更新を行った者のユニットの使用料は、別表第5のとおりとする。

(3) 条例第10条第2項第3号の規定に基づき、3回目の更新を行った者のユニットの使用料は、別表第6のとおりとする。

(4) 条例第10条第2項第3号の規定に基づき、4回目の更新を行った者のユニットの使用料は、別表第7のとおりとする。

(5) 条例第10条第2項第3号の規定に基づき、5回目の更新を行った者のユニットの使用料は、別表第8のとおりとする。

3 条例第12条に定める駐車場の使用料は、別表第1のとおりとする。

(日割計算の方法)

第19条 条例第13条第2項に規定する日割額は、1月を30日として計算する。この場合において、計算した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(使用料の減免)

第20条 区長は、条例第14条第1項第1号に該当する使用者に対しては、次に掲げるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) ユニットの全部が使用できなかつたとき。前条前段に定める例により算出した額に、使用できなかつた日数を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。次号において同じ。)

(2) ユニットの一部分が使用できなかつたとき。前条前段に定める例により算出した額に、使用できなかつた日数を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額

2 区長は、条例第14条第1項第2号に該当する使用者に対しては、2分の1を限度に当該使用料を減額することができる。

3 前2項の規定により行う使用料の減額又は免除の期間は、1年を超えない範囲内で区長が決定する。

(使用料の徴収猶予)

第21条 条例第14条第1項の規定により区長が使用料の徴収を猶予する場合は、区長が特に必要と認めた場合とし、その期間は、3月を超えない範囲内とする。

2 前項の場合において、徴収を猶予された期間の使用料については、当該期間の終了後3月以内に当該使用料の全額を納付しなければならない。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、当該使用料を分割して納付させることができる。

(使用料の減免及び徴収猶予の手續)

第22条 条例第14条の規定により使用料の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用料減免申請書(別記第15号様式)又は大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用料徴収猶予申請書(別記第16号様式)により区長に申請しなければならない。この場合において、区長は、必要と認める書類の提出を求めることができる。

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、その可否を決定し、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用料減免承認(不承認)決定通知書(別記第17号様式)又は大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用料徴収猶予承認(不承認)決定通知書(別記第18号様式)により申請者に通知するものとする。

(使用権の承継手續)

第23条 条例第19条の規定により施設の使用権を承継しようとする者は、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用権承継許可申請書(別記第19号様式)により区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、使用権の承継を受ける者について条例第3条に規定する要件を審査し、使用権の承継の可否を決定し、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用権承継許可(不許可)書(別記第20号様式)により申請者に通知するものとする。

(届出事項)

第24条 条例第20条の規則で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 代表者を変更したとき。
- (2) 企業の所在地又は代表者の住所を変更したとき。
- (3) その他区長が定める事由

2 使用者は、条例第20条及び前項に規定する事由が生じたときは、当該事由が生じた日から14日以内に、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用変更等届(別記第21号様式)により区長に届け出なければならない。この場合において、区長は、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(許可事項)

第25条 条例第21条第4号に規定する規則で定める事由は、区長が特に必要と認める事由とする。

- 2 使用者は、条例第21条第1号から第3号まで又は前項のいずれかの規定に該当するときは、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用変更等許可申請書（別記第22号様式）により区長に申請しなければならない。この場合において、区長は、必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 3 区長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用変更等許可（不許可）書（別記第23号様式）により申請者に通知するものとする。
- （返還届）

第26条 条例第22条第1項に規定する返還届は、別記第24号様式による。

（明渡し等）

第27条 区長は、条例第23条第1項の規定により施設の使用許可を取り消したときは、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用許可取消通知書（別記第25号様式）により使用者に通知するものとする。

- 2 区長は、条例第23条第1項の規定により施設の明渡しを請求するときは、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート明渡し請求書（別記第26号様式）により使用者に通知するものとする。この場合において、使用者は、通知を受けた日から14日以内に施設を明け渡さなければならない。
- （保証金の精算）

第28条 条例第24条に規定する保証金の精算は、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート保証金精算書（別記第27号様式）により行う。

（検査員証）

第29条 条例第25条第3項に規定するユニットの検査に当たる者の身分を示す証明書は、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート検査員証（別記第28号様式）による。

（指定申請書の提出）

第30条 条例第27条第1項の規定による指定を受けようとする団体は、当該団体の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名その他区長が必要と認める事項を記載した指定申請書を区長に提出しなければならない。

- 2 前項の指定申請書には、条例第27条第2項に規定する事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- （1） 工場アパートの管理に関する収支予算書
 - （2） 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
 - （3） 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - （4） 当該団体の経営状況を明らかにする書類
 - （5） 当該団体の組織及び事業内容を明らかにする書類
 - （6） 前各号に定めるもののほか、区長が必要と認める書類

- 3 前2項に掲げる書類は、区長が定める期間内に提出しなければならない。
- （指定の通知）

第31条 区長は、前条の規定による申請があった場合において、条例第27条第1項の規定により指定管理者に指定すること、又は指定しないことを決定したときは、それぞれ書面により当該申請をした団体に通知するものとする。

（協定の締結）

第32条 区長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と工場アパートの管理に関する協定を締結するものとする。

- 2 前項の協定においては、条例第28条及び第29条第2項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。
- （1） 管理に要する費用に関する事項
 - （2） 管理の業務及び経営の状況の報告、調査及び指示に関する事項
 - （3） 指定の取消し及び管理の業務の全部又は一部の停止に関する事項

- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
(委任)

第33条 この規則の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

付 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に、工場アパートに関し、大田区賃貸工場条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年規則第32号）による改正前の大田区賃貸工場条例施行規則（平成6年規則第40号）（以下「旧規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

付 則（令和3年3月16日規則第70号）

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 改正前の大田区立本羽田二丁目第2工場アパート条例施行規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、引き続きこれを使用することができる。

付 則（令和5年3月9日規則第32号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第18条関係）

(1) ユニット使用料

室番号	面積	使用料
101号	224.19平方メートル	月額 583,000円
102号	166.42平方メートル	月額 432,000円
103号	99.64平方メートル	月額 258,000円
104号	199.28平方メートル	月額 517,000円
201号～203号、208号～210号、301号、302号、309号～311号、401号、402号、409号～411号、510号～512号	99.64平方メートル	月額 179,000円
204号、205号、303号～306号、403号～406号、507号	49.82平方メートル	月額 89,000円
206号、307号、407号、508号	94.18平方メートル	月額 169,000円
207号、308号、408号、509号	157.94平方メートル	月額 286,000円
501号～506号	65.72平方メートル	月額 119,000円

(2) 駐車場使用料

種類	使用料
平面式	1台月額 26,000円
機械式	1台月額 15,000円

別表第2（第18条関係）

室番号	面積	使用料
101号	224.19平方メートル	月額 641,000円
102号	166.42平方メートル	月額 475,000円
103号	99.64平方メートル	月額 283,000円
104号	199.28平方メートル	月額 568,000円
201号～203号、208号～210号	99.64平方メートル	月額 196,000円

号、301号、302号、309号～ 311号、401号、402号、409 号～411号、510号～512号		
204号、205号、303号～306 号、403号～406号、507号	49.82平方メートル	月額 97,000円
206号、307号、407号、508 号	94.18平方メートル	月額 185,000円
207号、308号、408号、509 号	157.94平方メートル	月額 314,000円
501号～506号	65.72平方メートル	月額 130,000円

別表第3（第18条関係）

室番号	面積	使用料
101号	224.19平方メートル	月額 699,600円
102号	166.42平方メートル	月額 518,400円
103号	99.64平方メートル	月額 309,600円
104号	199.28平方メートル	月額 620,400円
201号～203号、208号～210 号、301号、302号、309号～ 311号、401号、402号、409 号～411号、510号～512号	99.64平方メートル	月額 214,800円
204号、205号、303号～306 号、403号～406号、507号	49.82平方メートル	月額 106,800円
206号、307号、407号、508 号	94.18平方メートル	月額 202,800円
207号、308号、408号、509 号	157.94平方メートル	月額 343,200円
501号～506号	65.72平方メートル	月額 142,800円

別表第4（第18条関係）

室番号	面積	使用料
101号	224.19平方メートル	月額 730,000円
102号	166.42平方メートル	月額 541,000円
103号	99.64平方メートル	月額 323,000円
104号	199.28平方メートル	月額 648,000円
201号～203号、208号～210 号、301号、302号、309号～ 311号、401号、402号、409 号～411号、510号～512号	99.64平方メートル	月額 233,000円
204号、205号、303号～306 号、403号～406号、507号	49.82平方メートル	月額 116,000円
206号、307号、407号、508 号	94.18平方メートル	月額 221,000円
207号、308号、408号、509 号	157.94平方メートル	月額 372,000円
501号～506号	65.72平方メートル	月額 154,000円

別表第5（第18条関係）

室番号	面積	使用料
101号	224.19平方メートル	月額 761,000円
102号	166.42平方メートル	月額 565,000円
103号	99.64平方メートル	月額 338,000円
104号	199.28平方メートル	月額 677,000円
201号～203号、208号～210号、301号、302号、309号～311号、401号、402号、409号～411号、510号～512号	99.64平方メートル	月額 253,000円
204号、205号、303号～306号、403号～406号、507号	49.82平方メートル	月額 126,000円
206号、307号、407号、508号	94.18平方メートル	月額 240,000円
207号、308号、408号、509号	157.94平方メートル	月額 402,000円
501号～506号	65.72平方メートル	月額 167,000円

別表第6（第18条関係）

室番号	面積	使用料
101号	224.19平方メートル	月額 799,000円
102号	166.42平方メートル	月額 593,000円
103号	99.64平方メートル	月額 354,000円
104号	199.28平方メートル	月額 710,000円
201号～203号、208号～210号、301号、302号、309号～311号、401号、402号、409号～411号、510号～512号	99.64平方メートル	月額 265,000円
204号、205号、303号～306号、403号～406号、507号	49.82平方メートル	月額 132,000円
206号、307号、407号、508号	94.18平方メートル	月額 252,000円
207号、308号、408号、509号	157.94平方メートル	月額 422,000円
501号～506号	65.72平方メートル	月額 175,000円

別表第7（第18条関係）

室番号	面積	使用料
101号	224.19平方メートル	月額 838,000円
102号	166.42平方メートル	月額 622,000円
103号	99.64平方メートル	月額 371,000円
104号	199.28平方メートル	月額 745,000円
201号～203号、208号～210号、301号、302号、309号～311号、401号、402号、409号～411号、510号～512号	99.64平方メートル	月額 278,000円

204号、205号、303号～306号、403号～406号、507号	49.82平方メートル	月額 138,000円
206号、307号、407号、508号	94.18平方メートル	月額 264,000円
207号、308号、408号、509号	157.94平方メートル	月額 443,000円
501号～506号	65.72平方メートル	月額 183,000円

別表第8（第18条関係）

室番号	面積	使用料
101号	224.19平方メートル	月額 879,000円
102号	166.42平方メートル	月額 653,000円
103号	99.64平方メートル	月額 389,000円
104号	199.28平方メートル	月額 782,000円
201号～203号、208号～210号、301号、302号、309号～311号、401号、402号、409号～411号、510号～512号	99.64平方メートル	月額 291,000円
204号、205号、303号～306号、403号～406号、507号	49.82平方メートル	月額 144,000円
206号、307号、407号、508号	94.18平方メートル	月額 277,000円
207号、308号、408号、509号	157.94平方メートル	月額 465,000円
501号～506号	65.72平方メートル	月額 192,000円

○大田区中小企業者賃貸住宅条例

平成14年10月18日

条例第48号

改正 平成15年3月17日第10号

平成17年10月21日第60号

平成24年10月5日第50号

令和5年2月28日第1号

令和6年3月11日第8号

(設置)

第1条 区内の中小企業者の生活の安定と福祉向上を図り、もって大田区産業の振興に寄与するため、大田区中小企業者賃貸住宅（以下「住宅」という。）として、ウイングハイツを大田区本羽田二丁目12番2号に設置する。

(使用者の資格)

第2条 住宅を使用することができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (2) 区内において操業し、若しくは営業し、又は新規創業をしようとする者であること。
- (3) 現に自ら居住し、又は従業員に居住させるため住宅を必要としていること。
- (4) 事業税及び住民税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、前項第1号から第3号までに掲げる要件のうちいずれかを欠く者に住宅を使用させることができる。

(使用者の募集方法)

第3条 区長は、住宅の使用者を公募するものとする。

(使用の申請)

第4条 住宅を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、その許可を受けなければならない。

(使用予定者の決定方法)

第5条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、第2条第1項に規定する要件を審査する。

2 区長は、前項の規定による審査の結果、第2条第1項に規定する要件に該当すると認められる申請者の必要とする室数が募集室数を超えたときは、公開の抽せんにより使用予定者を決定する。ただし、区長が相当の事情があると認めるときは、公開の抽せんによらないで、申請者の全部又は一部について別途の抽せんにより、又は抽せんによらない公正な方法により、使用予定者を選定することができる。

(補欠者の登録等)

第6条 区長は、前条の規定に基づき使用予定者を決定する場合において、併せて必要と認める数の補欠者及びその順位を決定する。

2 区長は、前項の補欠者について、前条第2項の規定により決定した使用予定者が住宅の使用を開始するまでの間登録する。

3 区長は、前条第2項の規定により決定した使用予定者が辞退等により住宅の使用を開始しなかったときは、補欠者のうちからその順位に従い、新たに使用予定者を決定する。

(使用手続)

第7条 住宅の使用予定者として決定された者は、その旨の通知を受けた日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 規則で定める資格を有する連帯保証人の連署する請書を提出すること。
- (2) 保証金として使用料の2月分に相当する金額を納付すること。

2 前項第1号の連帯保証人は、使用予定者が法人の場合にあっては代表者及び代表者と生計を一に

しない第三者（当該法人の役員である者を除く。）の2名以上と、個人の場合にあつては本人と生計を一にしない第三者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、使用予定者が保証金として使用料4月分に相当する金額を納付する場合においては、前項の連帯保証人は、使用予定者が法人の場合にあつては代表者のみと、個人の場合にあつては不要とすることができる。

4 区長は、第1項又は前項の手続を完了した者に対し、住宅の使用を許可する。

5 住宅の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、その許可の日から15日以内に住宅の使用を開始しなければならない。ただし、区長が特に認めるときは、この限りでない。

（使用期間）

第8条 住宅の使用期間は、5年以内とする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、1回につき5年を限度として3回まで更新できるものとする。

2 第2条第2項の規定により住宅を使用する者の使用期間は、前項の規定にかかわらず、区長が別に定めるものとする。

（駐車場の使用）

第9条 区長は、規則で定めるところにより、使用者に駐車場を使用させることができる。

（使用料の決定）

第10条 住宅及び駐車場の使用料は、別表に掲げる金額の範囲内において、規則で定める。

（使用料の徴収）

第11条 使用料は、住宅の使用許可の日からこれを徴収する。ただし、区長が特別の事情があると認める場合は、使用許可の日以後においても別に指定した日からこれを徴収することができる。

2 前項に規定する日又は住宅を立ち退いた日が月の中途である場合のその月の使用料は、規則で定めるところにより日割りにより徴収する。

3 使用料は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。

（使用料の減免及び徴収の猶予）

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減額し、若しくは免除し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

（1）使用者が、地震、暴風雨、火災その他の災害による被害を受けたとき。

（2）使用者の責めに帰すべき事由によらないで、住宅の全部又は一部を使用することができないとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、区長が特別の事情があると認めるとき。

2 前項に規定する使用料の減免の割合及び徴収猶予の期間等については、規則で定める。

（使用者の費用負担）

第13条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

（1）電気、ガス及び上下水道の使用料

（2）排水管の清掃及び消毒に要する費用

（3）前2号に掲げるもののほか、区長が指定する費用

第14条 削除

（使用者の管理義務）

第15条 使用者は、住宅の使用について善良な管理者としての注意義務を負う。

2 前項の注意義務に違反して住宅を滅失し、又はき損したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

（転貸等の禁止）

第16条 使用者は、住宅を従業員以外の者に転貸し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

2 使用者は、当該住宅に従業員又は次に掲げる者以外の者を入居させてはならない。この場合にお

いて、第1号及び第2号の者にあつては当該使用者と、第3号及び第4号の者にあつては当該従業員と同居しなければ入居することができない。

- (1) 使用者の2親等内の親族
- (2) 使用者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明を受けた同条例第3条の2第2号に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）
- (3) 従業員の2親等内の親族
- (4) 従業員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方

3 前項の規定にかかわらず、区長は、同居を必要とする相当の事由があると認めるときは、使用者の2親等内の親族若しくは配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は従業員若しくは従業員の2親等内の親族若しくは配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方以外の者の入居を許可することができる。

（使用権の承継）

第17条 区長は、前条第1項の規定にかかわらず、相続、合併等により住宅を使用する権利を承継する必要があると認めるときは、これを許可することができる。

（届出事項）

第18条 使用者は、企業名の変更、法人格の取得その他規則で定める事由が生じたときは、区長に届け出なければならない。

（許可事項）

第19条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、区長の許可を受けなければならない。

- (1) 住宅を1月以上使用しないとき。
- (2) 住宅に模様替えその他の工作を加えようとするとき。
- (3) 住宅の敷地内に工作物を設置しようとするとき。
- (4) 住宅の一部を住宅以外の用途に使用しようとするとき。

（返還）

第20条 使用者は、住宅を返還しようとするときは、返還しようとする日の2月前までに返還届を区長に提出しなければならない。

2 使用者は、前項の規定により住宅を返還するときは、使用者の負担で原状に回復しなければならない。

3 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、区長は、これを履行し、その費用を使用者から徴収する。

（明渡し等）

第21条 区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は明渡しを請求することができる。

- (1) 不正行為により使用の許可を受けたとき。
- (2) 正当な理由がなく使用料を滞納したとき。
- (3) 住宅を故意又は重大な過失により損傷したとき。
- (4) この条例若しくはこれに基づく規則（以下「条例等」という。）又は条例等に基づく区長の指示に違反したとき。
- (5) 第2条第1項各号に定める要件を満たさないこととなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が住宅の管理上必要があると認めるとき。

2 使用者は、前項の規定により明渡しの請求を受けたときは、区長が指定する日までに、住宅を明け渡ししなければならない。この場合において、当該使用者は、区長に対して損害賠償その他の請求

をすることができない。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による明渡しについて準用する。

(保証金の還付)

第22条 保証金は、住宅の返還又は前条に規定する使用許可の取消し若しくは明渡しの際、これを還付する。ただし、未納の使用料又は賠償金等があるときは、保証金のうちからこれを控除する。

2 使用者は、保証金の額が前項の控除すべき額に満たない場合は、直ちにその不足額を納付しなければならない。

3 保証金には、利子を付けない。

(検査)

第23条 区長は、住宅の管理上必要があると認めるときは、区職員のうちから区長が指定した者に住宅の検査をさせ、又は使用者に対して必要な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している住宅に立ち入るときは、あらかじめ使用者の承諾を得なければならない。ただし、区長が緊急やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 第1項の検査に当たる者は、その身分を示す証明書を携帯し、使用者の請求があったときは、それを提示しなければならない。

(指定管理者による管理)

第24条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、住宅の管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定手続)

第25条 区長は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。

(1) 使用者の公平かつ平等な使用が確保されること。

(2) 住宅の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られること。

(3) 住宅の管理を安定して行う能力を有していること。

2 前項の規定による指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。指定を取り消し、又は住宅の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第26条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 施設等の使用に関する業務

(2) 施設等の維持及び修繕に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、住宅の運営に関して区長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第27条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、住宅の管理を行わなければならない。

2 指定管理者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前に、住宅に関し、大田区賃貸工場条例の一部を改正する条例（平成14年条例第

47号)による改正前の大田区賃貸工場条例(平成6年条例第7号)(以下「旧賃貸工場条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧賃貸工場条例の規定に基づき住宅を使用している者については、第8条第1項の規定にかかわらず、当初の使用期間は7年以内とし、1回目の更新の期間は3年を限度とする。

付 則(平成17年10月21日条例第60号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条及び別表の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例による改正前の大田区中小企業者賃貸住宅条例第24条の規定は、平成18年3月31日までの間、なおその効力を有する。

付 則(平成24年10月5日条例第50号)

この条例は、平成24年11月1日から施行する。

付 則(令和5年2月28日条例第1号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

付 則(令和6年3月11日条例第8号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

(1) 住宅使用料

室番号	タイプ	面積	金額
201号~208号	1DK	34.78平方メートル	月額 69,000円
301号~304号、401号~404号、501号~504号、601号~604号、701号~704号	3DK	70.60平方メートル	月額 141,000円

(2) 駐車場使用料

1台月額 16,000円

○大田区中小企業者賃貸住宅条例施行規則

平成14年10月18日

規則第149号

改正 平成15年3月17日第22号

平成17年10月21日第151号

平成23年1月18日第1号

平成24年11月28日第122号

平成25年3月29日第62号

平成29年3月10日第16号

令和2年3月13日第33号

令和3年3月16日第67号

令和6年3月11日第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、大田区中小企業者賃貸住宅条例（平成14年条例第48号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(新規創業者の定義)

第2条 条例第2条第1項第2号の新規創業をしようとする者（以下「新規創業者」という。）とは、新たに事業を始めるに当たり開業届出書若しくは法人設立届出書及び事業開始等申告書（以下「届出書等」という。）を提出しようとする者又は使用の申請日において届出書等を提出してから1年以内の者をいう。

(公募の方法)

第3条 区長は、条例第3条の規定により大田区中小企業者賃貸住宅（以下「住宅」という。）の使用者を公募するときは、区報又は掲示等により、公募する住宅の名称、所在地、仕様及び規模、募集室数、使用料、使用者の要件、使用申請手続その他必要な事項を公告しなければならない。

(使用の申請)

第4条 条例第4条の規定により住宅の使用を申請しようとする者は、大田区中小企業者賃貸住宅使用申請書（別記第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の使用申請書を提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が法人である場合には事業税の納税証明書及び前期決算書の写し、個人である場合には住民税の納税証明書及び前年の確定申告書の写し（新規創業者を除く。）

(2) 新規創業者は、事業計画書（別記第2号様式）及び届出書等の写し。ただし、これから新たに事業を始める者は、届出書等を提出した時点で写しを提出すること。

(3) 現に自ら居住し、又は従業員に居住させるための住宅を必要とする理由書（別記第3号様式）及び大田区中小企業者賃貸住宅入居予定者一覧（別記第4号様式）

3 使用の申請は、1申請者につき1室までとする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、1申請者につき2室（現に住宅を使用している者については、その使用に係る室数を減じた室数）まで申請することができる。

4 前項の規定にかかわらず、現に住宅を使用している者は、当該住宅の移転を目的とした使用の申請は、することができない。ただし、区長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(使用予定者決定の通知)

第5条 条例第5条の規定により使用予定者として決定した者には、大田区中小企業者賃貸住宅使用予定者決定通知書（別記第5号様式）により、また調査の結果使用者の資格に該当しないと認められた者及び抽せんの結果落選となった者には、大田区中小企業者賃貸住宅使用不許可通知書（別記第6号様式）により、それぞれ通知する。

(補欠者の通知)

第6条 条例第6条第1項の規定により補欠者として決定した者には、大田区中小企業者賃貸住宅補欠登録通知書（別記第7号様式）により、その旨を通知する。

2 区長は、使用予定者が辞退等により住宅に入居しなかったときは、補欠者のうちから登録順位に従い、新たに使用予定者を決定し、前条に規定する使用予定者決定通知書により通知する。

（請書）

第7条 条例第7条第1項第1号に規定する請書は、別記第8号様式による。

（連帯保証人の資格等）

第8条 条例第7条第1項第1号に規定する連帯保証人は、次の要件を備えている者でなければならない。

（1） 独立の生計を営む者であること。

（2） 確実な保証能力を有する者であること。

2 使用者は、連帯保証人が死亡したとき若しくは前項に規定する要件を欠いたとき又は連帯保証人の変更を要するときは、新たに前項に規定する要件を備えている連帯保証人を定めて、連帯保証人変更届（別記第9号様式）を区長に提出しなければならない。

3 使用者は、前項に規定する場合を除くほか、連帯保証人が住所又は氏名を変更したときは、直ちに区長に通知しなければならない。

4 第2項に規定する場合において、使用料の2月分に相当する金額の保証金を納付している使用者が新たな連帯保証人を定められないときは、使用料の2月分に相当する金額の保証金を追加納付することにより、連帯保証人について条例第7条第3項に規定する例によることができるものとする。

5 前項の規定により保証金を追加納付しようとする者は、保証金変更届（別記第9号の2様式）を区長に提出するとともに、当該保証金を納付するものとする。

（極度額の設定）

第8条の2 連帯保証人の負担は、入居当初の住宅の使用料の12月分を限度とする。

（使用許可書の交付及び入居届の提出）

第9条 条例第7条第4項の規定による住宅の使用許可は、大田区中小企業者賃貸住宅使用許可書（別記第10号様式）を交付して行うものとする。

2 使用者は、住宅の使用を開始した日から30日以内に、大田区中小企業者賃貸住宅入居届（別記第11号様式）を区長に提出しなければならない。

3 前項の住宅入居届には、入居者全員分の住民票の写しを添付しなければならない。

4 第2項の場合において、条例第16条第2項第2号又は第4号に規定するパートナーシップ関係の相手方の入居を届け出るときは、前項に規定する住民票の写しに加え、当該パートナーシップ関係の相手方に係る東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書（東京都パートナーシップ宣誓制度に関する規則（令和4年東京都規則第153号）第5条に定めるものをいう。）の写しを添付しなければならない。

（更新許可書の交付）

第10条 条例第8条第1項ただし書の規定により住宅の使用期間を更新しようとする者は、大田区中小企業者賃貸住宅更新申請書（別記第12号様式）により申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、大田区中小企業者賃貸住宅更新許可（不許可）書（別記第13号様式）を申請者に交付する。

（駐車場の使用）

第11条 条例第9条の規定により駐車場を使用しようとする使用者は、区長に申請しなければならない。

2 駐車場の使用期間、使用に係る手続その他必要な事項は、別に定める。

（使用料）

第12条 条例第10条の住宅及び駐車場の使用料は、別表のとおりとする。

(日割計算の方法)

第13条 条例第11条第2項に規定する日割額は、1月を30日として計算する。この場合において、計算した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(使用料の減免)

第14条 区長は、条例第12条第1項第1号及び第3号に該当する使用者に対しては、2分の1を限度に当該使用料を減額することができる。

2 区長は、条例第12条第1項第2号に該当する使用者に対しては、次に掲げるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 住宅の全部が使用できなかったとき。前条前段に定める例により算出した日割額に、使用できなかった日数を乗じて得た額。この場合において、計算した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる(次号において同じ。)

(2) 住宅の一部が使用できなかったとき。前条前段に定める例により算出した日割額に、使用できなかった日数を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額

3 前2項の規定により行う使用料の減額又は免除の期間は、1年を超えない範囲内で区長が決定する。

4 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、大田区中小企業者賃貸住宅使用料減額・免除申請書(別記第14号様式)により区長に申請しなければならない。

5 第3項の期間終了時において、区長が特に必要と認めるときは、使用者は、再度減額又は免除の申請をすることができる。

6 区長は、前2項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、大田区中小企業者賃貸住宅使用料減額・免除承認(不承認)決定通知書(別記第15号様式)により申請者に通知するものとする。

(使用料の徴収猶予)

第15条 条例第12条第1項の規定により区長が使用料の徴収を猶予する場合の基準は、使用料の支払能力が2月以内に回復すると認められる場合とする。

2 条例第12条の規定により使用料の徴収猶予を受けようとする使用者は、大田区中小企業者賃貸住宅使用料徴収猶予申請書(別記第16号様式)により区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、大田区中小企業者賃貸住宅使用料徴収猶予承認(不承認)決定通知書(別記第17号様式)により申請者に通知するものとする。

4 前項の規定により使用料の徴収猶予の承認を受けた使用者は、徴収猶予の期間満了後2月以内に当該使用料の全額を納付しなければならない。

(同居の許可基準等)

第16条 区長が条例第16条第3項に規定する者の同居を許可する場合の基準は、同居することがやむを得ない相当な理由がある場合とする。

2 条例第16条第3項の規定による同居の許可を受けようとする使用者は、大田区中小企業者賃貸住宅同居許可申請書(別記第18号様式)により区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、大田区中小企業者賃貸住宅同居許可(不許可)書(別記第19号様式)により申請者に通知するものとする。

(使用権の承継手続)

第17条 条例第17条の規定により住宅の使用権を承継しようとする者は、大田区中小企業者賃貸住宅使用権承継許可申請書(別記第20号様式)により区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、条例第2条に規定する要件を審査し、使用権の承継の可否を決定し、大田区中小企業者賃貸住宅使用権承継許可(不許可)書(別記第21号様式)により申請者に通知するものとする。

(届出事項)

第18条 条例第18条の規則で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 代表者を変更したとき。
- (2) 企業の所在地又は代表者の住所を変更したとき。
- (3) 住宅の入居者を変更したとき（第16条第2項に規定する同居許可申請書を提出した場合を除く。）。
- (4) その他区長が定める事由が生じたとき。

2 使用者は、条例第18条及び前項に規定する事由が生じたときは、当該事由が生じた日から14日以内に、書面により区長に届け出なければならない。

（一時不在の許可）

第19条 条例第19条第1号の規定に該当することとなるときは、使用者は、大田区中小企業者賃貸住宅一時不在許可申請書（別記第22号様式）により区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、大田区中小企業者賃貸住宅一時不在許可（不許可）書（別記第23号様式）により申請者に通知するものとする。

（模様替え、工作物の設置等の許可基準等）

第20条 区長が条例第19条第2号に規定する住宅の模様替えその他の工作又は同条第3号に規定する工作物の設置を許可する場合の基準は、住宅の維持管理に支障がなく、かつ、原状に復することが容易である場合とする。

2 条例第19条第2号又は第3号の規定により住宅の模様替えその他の工作をし、又は工作物を設置しようとする使用者は、大田区中小企業者賃貸住宅模様替え・工作物設置許可申請書（別記第24号様式）により区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、大田区中小企業者賃貸住宅模様替え・工作物設置許可（不許可）書（別記第25号様式）により申請者に通知するものとする。

（住宅の用途一部変更の許可基準等）

第21条 区長が条例第19条第4号に規定する住宅の用途一部変更を許可する場合の基準は、住宅の維持管理に支障がなく、かつ、他の入居者の生活に支障を来すおそれがないと認められる場合とする。

2 条例第19条第4号に規定する住宅の用途一部変更の許可を受けようとする使用者は、大田区中小企業者賃貸住宅用途一部変更許可申請書（別記第26号様式）により区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、大田区中小企業者賃貸住宅用途一部変更許可（不許可）書（別記第27号様式）により申請者に通知するものとする。

（返還届）

第22条 条例第20条第1項に規定する返還届は、別記第28号様式による。

（明渡し等）

第23条 区長は、条例第21条第1項の規定により住宅の使用許可を取り消したときは、大田区中小企業者賃貸住宅使用許可取消通知書（別記第29号様式）により使用者に通知するものとする。

2 区長は、条例第21条第1項の規定により住宅の明渡しを請求するときは、大田区中小企業者賃貸住宅明渡し請求書（別記第30号様式）により使用者に通知する。この場合において、使用者は、通知を受けた日から14日以内に住宅を明け渡さなければならない。

（保証金の精算）

第24条 条例第22条の規定に基づく保証金の精算は、大田区中小企業者賃貸住宅保証金精算書（別記第31号様式）により行う。

（検査員証）

第25条 条例第23条第3項に規定する住宅の検査に当たる者の身分を示す証明書は、大田区中小企業者賃貸住宅検査員証（別記第32号様式）による。

（指定申請書の提出）

第26条 条例第25条第1項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体は、当該団体の名称、

事務所の所在地、代表者の氏名その他区長が必要と認める事項を記載した指定申請書を区長に提出しなければならない。

2 前項の指定申請書には、条例第25条第2項に規定する事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住宅の管理に関する収支予算書
- (2) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 当該団体の経営状況を明らかにする書類
- (5) 当該団体の組織及び事業内容を明らかにする書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

3 前2項に掲げる書類は、区長が定める期間内に提出しなければならない。

(指定の通知)

第27条 区長は、前条の規定による申請があつた場合において、条例第25条第1項の規定により指定管理者に指定すること、又は指定しないことを決定したときは、それぞれ書面により当該申請をした団体に通知するものとする。

(協定の締結)

第28条 区長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と住宅の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、条例第26条及び第27条第2項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理に要する費用に関する事項
- (2) 管理の業務及び経営の状況の報告、調査及び指示に関する事項
- (3) 指定の取消し及び管理の業務の全部又は一部の停止に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(委任)

第29条 この規則の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に、住宅に関し、大田区賃貸工場条例施行規則の一部を改正する規則（平成14年規則第148号）による改正前の大田区賃貸工場条例施行規則（平成6年規則第40号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

付 則（平成17年10月21日規則第151号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の大田区中小企業者賃貸住宅条例施行規則第26条の規定は、平成18年3月31日までの間、なおその効力を有する。

付 則（平成23年1月18日規則第1号）

1 この規則は、平成23年2月1日から施行する。

2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

付 則（平成24年11月28日規則第122号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

付 則（平成25年3月29日規則第62号）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

付 則（平成29年3月10日規則第16号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月13日規則第33号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月16日規則第67号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正前の大田区中小企業者賃貸住宅条例施行規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、引き続きこれを使用することができる。

付 則（令和6年3月11日規則第16号）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正前の大田区中小企業者賃貸住宅条例施行規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。

別表（第12条関係）

（1）住宅使用料

室番号	タイプ	面積	使用料
201号～208号	1DK	34.78平方メートル	月額 69,000円
301号～304号、401号～404号、 501号～504号、601号～604号、 701号～704号	3DK	70.60平方メートル	月額 141,000円

（2）駐車場使用料

1台月額 16,000円